

23【指定幹線道路沿線の土地における建築物】

1. 要旨

国道バイパス等の幹線道路で、市街化調整区域ではあるが交通の要所（結束点等）であり、市街化区域に近接（500m以内）し、既に沿線の半数以上が宅地的土地利用をされていると認められる市長が指定する幹線道路区間（以下「指定幹線道路」という。）沿線の土地において建築することがやむを得ないと認められる次に掲げる建築物

1. 道路貨物運送業、道路旅客運送業、貨物運送取扱業又は倉庫業の用に供する建築物
2. 自動車修理工場
3. 自動車小売店舗（自動車修理工場併用を含む。）
4. 上記建築物に付属する車庫、倉庫等

※隣接する同一会社及び系列会社やフランチャイズ等と同一性があると判断されるものは認められない。

2. 判断基準

(1) 申請者

申請に係る施設を自らが所有し、経営しようとする者

(2) 申請地

- ① 申請地面積は、3,000㎡以下であること。
(申請地と隣接し、一体性がある露天駐車場についても申請地と合わせて全体で3,000㎡以下であること。)
- ② 申請地面積の半分以上が指定幹線道路との境界から50m以内にあること。
- ③ 申請地外周の長さの1/10以上が指定幹線道路に接すること。

(3) 予定建築物

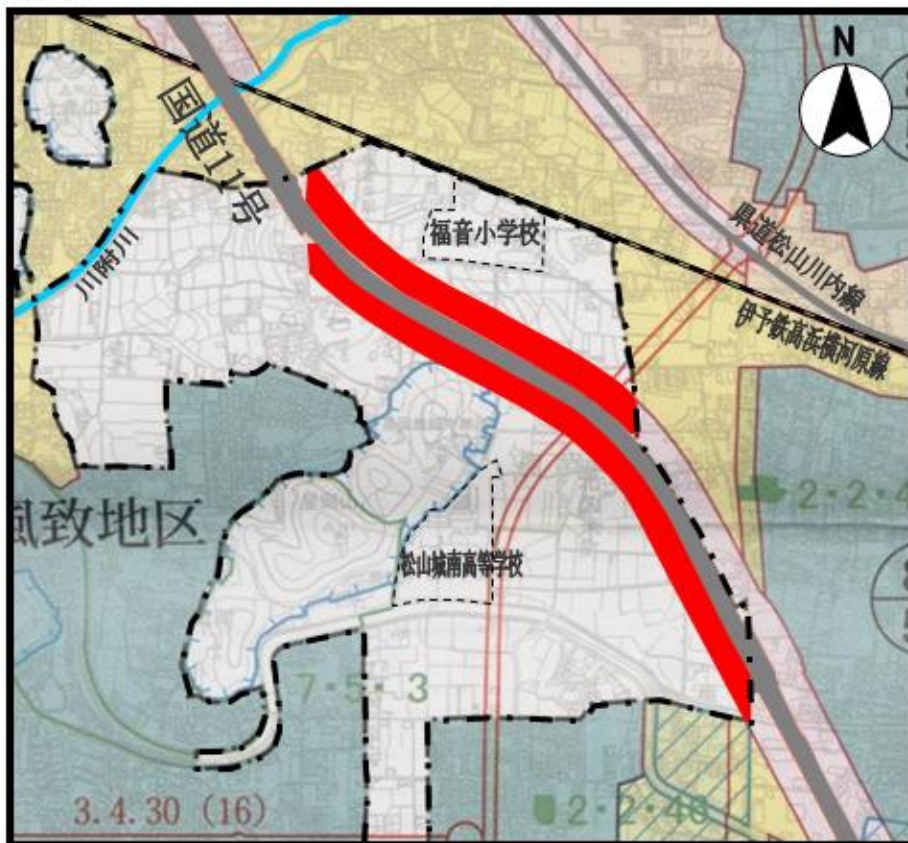
- ① 申請に係る予定建築物の延べ床面積は、1,000㎡以下であること。
- ② 周辺における土地利用と調和のとれたものであること。
- ③ 原則として高さ10m以下であること。

3. 指定幹線道路

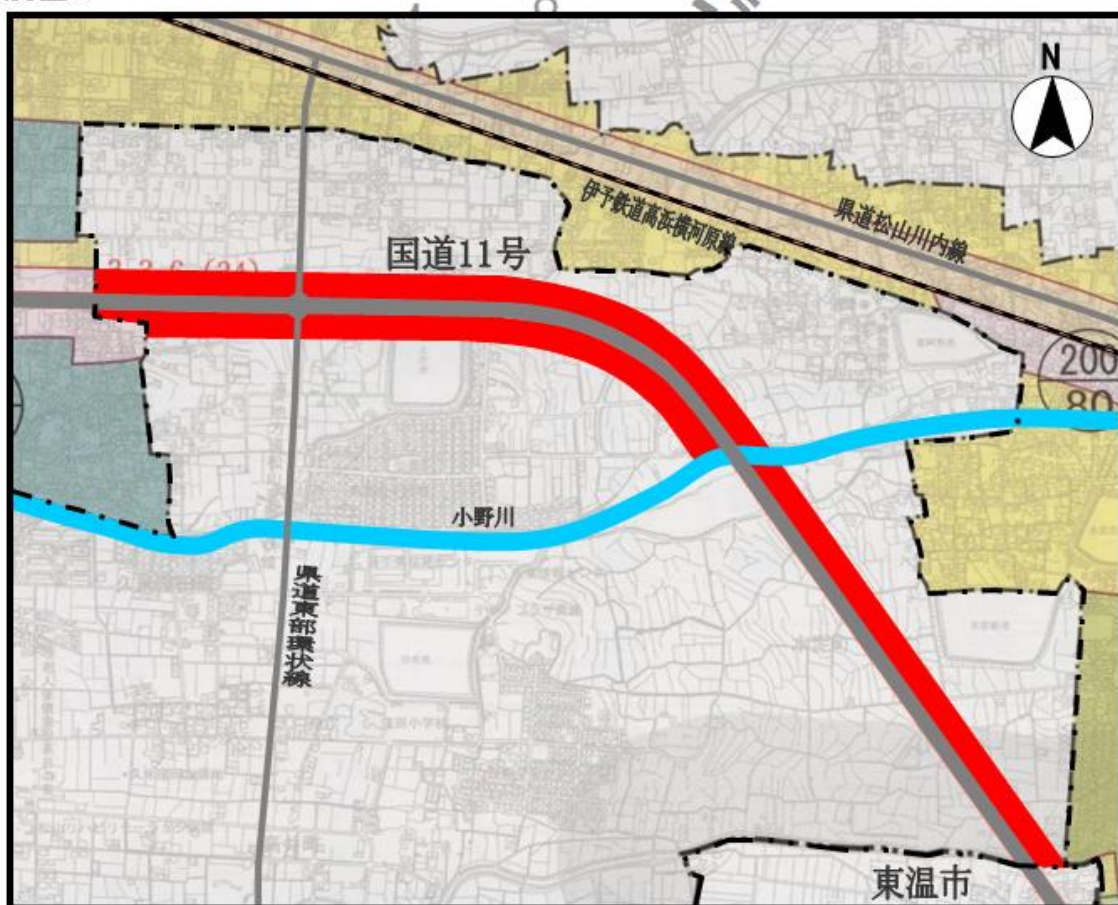
指定幹線道路は、次のとおりとする。

- (1) 国道11号線の松山市福音寺町から北久米町までの区間のうち別図1に図示する区間
- (2) 国道11号線の松山市久米窪田町から水泥町までの区間のうち別図2に図示する区間
- (3) 国道56号線の松山市保免西三丁目から余戸南一丁目までの区間及び余戸南二丁目の区間のうち別図3に図示する区間

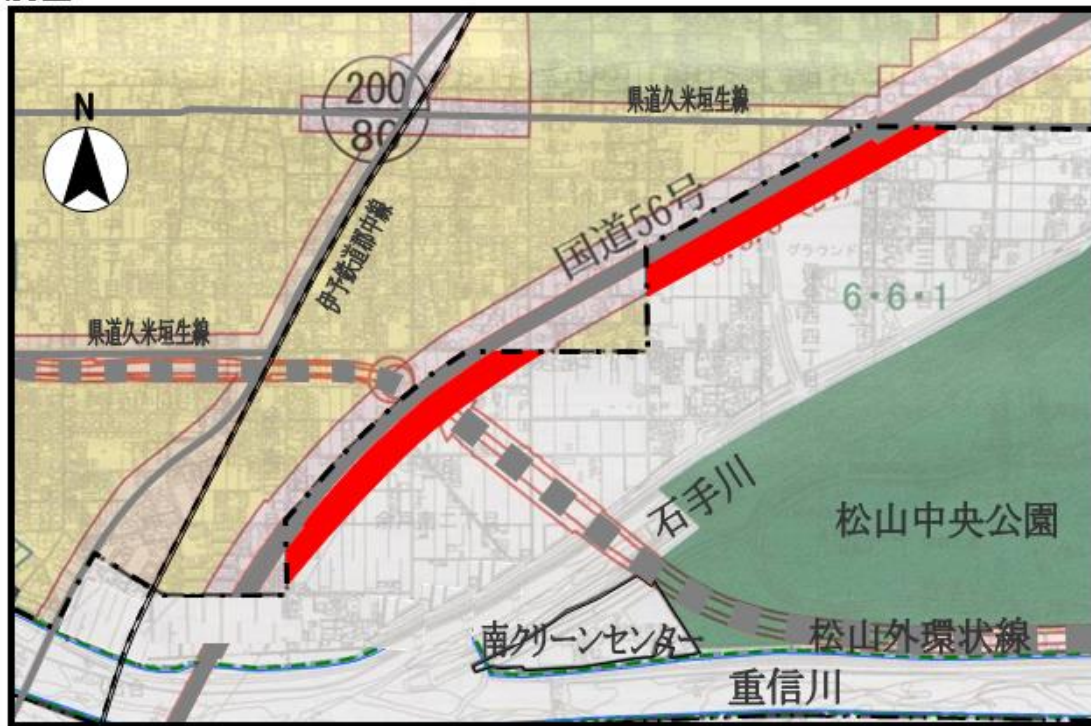
別図1



別図2



別図3



凡 例	
	指定幹線道路区域
	市街化区域